平成 2 3 年度

支 所定期監査報告書

笛吹市監査委員

1 監査の対象

各支所に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査 を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成24年1月31日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

一宮支所・春日居支所 平成24年2月20日 午後1時30分から

境川支所・芦川支所 平成24年2月20日 午後2時45分から

御坂支所・八代支所 平成24年2月20日 午後4時から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、各支所から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

- 1「平成22年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」
- 2 「職員の事務分掌表」
- 3 「主要事務事業の概要」
- 4-①「懸案事項及び業務に関する問題点」
- 4-②「指定事項調書」

【各支所共通】

- ① 各支所における地域活性化に向けた事業の取組み及び成果について (地域間交流事業、夏祭り事業等)
- 5-①「委託契約(一般委託)(予定)調書」
- 5-②「委託契約(工事関連委託)(予定)調書」
- 6「負担金補助及び交付金支出(予定)状況調書」
- 7「工事請負実施関連(予定)調書」
- 8「公有財産購入に関する調書」
- 9「歳入状況調書」
- 10「歳出状況調書」
- 13「賃貸借に関する調書」
- 14「指定管理施設に係る修繕費の状況調書」
- 16「郵便切手受払状況」
- 18「現金出納検査」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。

- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。
- ・ 現金出納が適正に行われているか。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成24年1月31日現在における各支所から提出された一般会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。収納事務ならびに現金管理については、検査の結果適切に処理されているとともに、支出伝票関係についても適正に処理されていた。なお郵便切手は一宮支所、春日居支所、芦川支所、御坂支所で該当があったが、受払状況については、切手保管枚数と受払簿に相違なく、受払が適正に行われていたことを確認した。

(2) 事務・事業の執行状況

各支所に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。 なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じら れたい。

7 指摘・要望事項

共 通 要望事項	各支所	①各種提出書類の中の説明文が途切れている箇所が(特にエクセルファイル)見受けられる。その様なことが無いように、十分注意すること。また、正本する時にページを開くと内側の数字等が見えなくなっているものがあるので、余白は十分とること。 ※次回から直してあれば、次年度の1「平成23年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」の報告は不要。
		②職員が各種団体の会計を担当している場合には、必ず通帳と 印鑑は別に保管しておき、入金・出金確認については必ず 2 人以上で行うこと。
		③各支所の「土地賃貸借契約書」について、平成22年度支所 定期監査の指摘要望事項の「市長名で変更契約書の締結を行 うこと」という対応措置において、合併前の当初の原契約書 を破棄し、新たに「土地賃貸借契約書」を締結している状況 がみられ、訴訟等の問題が生じる可能性も考えられる。変更 箇所に対し「変更契約書」又は「覚書」等を締結するべきで ある。また、同じ用途にもかかわらず、各契約書により契約 期間、契約条項(賃料の見直し、契約の自動更新等)の内容 が統一されていない。 管財課や顧問弁護士等と協議をして、契約内容が統一するよ うに検討すること。(該当のない支所は除く。)
		④学童保育の運営については、子ども達に怪我のないような体制で行ってください。

境川支所

事務事業

①小山区の公民館、消防施設の底地に係る賃借料負担の件については、総務課による市内行政区の状況調査結果を受けての管財課との前向きな協議を早い段階で行い、市の将来負担がなるべくかからないような方策について結論を出すこと。

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について 平成22年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対 応措置が示された。

【一宮支所】

《指摘要望事項①》》

賃借している駐車場用地(2ヶ所)「土地賃借契約書」については、契約者が一宮町長名になっているので、市長名で新たに変更契約書の締結を行うこと。

また、各契約条項の契約期間等の内容についても、管財課管理担当と協議をして変更を行うこと。

《対応措置の内容》

平成23年4月1日に変更して締結済みです。

【春日居支所】

《指摘要望事項①》》

賃借している防災コミュニティーセンター用地賃借契約書については、契約者が春日居町長名になっているので、市長名で新たに変更契約の締結を行うこと。

また、各契約条項の使用目的等について、内容が違っているものがあるので、管財課管理担当と協議をして変更を行うこと。

《対応措置の内容》

平成24年1月18日用地取得済みです。

《指摘要望事項②》》

賃借している春日居スポーツ広場用地賃借契約書については、契約者が春日居町長名になっているので、市長名で新たに変更契約書の締結を行うこと。

また、各契約条項の使用目的、使用期間、同意条項等について、内容が実態に則していないものがあるので、管財課管理担当と協議をして変更を行うこと。

《対応措置の内容》

平成24年4月1日が3年毎の契約内容(主に賃借単価)見直し時期にあたるので、各項目について協議を行い、契約内容の変更を行います。

《指摘要望事項③》

春日居支所周辺には公共施設がいくつもあり、駐車場が少ないという意見も出ているが、各行事が行われる中で駐車場不足等の問題が生じないよう、管財課とも協議を行い対応方法について検討すること。

《対応措置の内容》

本庁舎耐震化工事に伴い、産業観光部、建設部が春日居支所に移転する。

このため、来庁者も大幅に増加することが見込まれ、借地、公用地の活用等を含め駐車場用地の確保を管財課と協議中。

《支出伝票関係指摘要望事項①》

検収印が支出命令書に押印してあったものが一部あるので、検収印は請求書に押印すること。

《対応措置の内容》

請求書に押印しています。

【境川支所】

《指摘要望事項①》》

小山地区消防施設他の払い下げ等については、現在区で協議中であるが、国・市等とも協議

をして、早急に結論を出すこと。

《対応措置の内容》

主管である管財課と協議の結果、払い下げではなく貸付料金全額を小山区より納入していただく方向で指示された。

これを受け、小山区に平成23年度より貸付料金全額の納入を要請した。

これを発端として小山区長からは前間田区と同様にして欲しい旨の要望をされた。(前間田公民館は底地、建物共境川村が事業主体となり名義も境川村となっている)

11月8日関係課で検討した結果、笛吹市内132区の公民館底地を調査し、小山区と同様のケースの有無を確認した上で市としての対応を協議していく。

よって、この間は小山区の貸付金額は笛吹市が負担していく事になった。

【芦川支所】

《指摘要望事項①》》

賃借しているふるさと総合センター用地賃借契約については、契約者が芦川村長になっているので、市長名で新たに変更契約書の締結を行うこと。また、各契約条項の使用目的、賃借期間、賃借料等について内容が実態に則していないものがあるので、管財課管理担当と協議をして変更を行うこと。

《対応措置の内容》

管財課管理担当と協議を行い、旧契約については、所有者との話し合いにより合意解約を行い、指摘のとおり新たに笛吹市長との契約の締結を行った。

各契約条項についても、契約期間を2年間とし、賃借料についても金額の見直しを行った。 《指摘要望事項②》

ふるさと総合センターの駐車場用地については、公図上旧河川敷で一部分廃河川上になっているところがあるので、早急に県・市・所有者等と協議をし、現状に則した地目にすること。 《対応措置の内容》

県と協議進行中(廃河川の利用申請)

地籍更正が終了し、ふるさと総合センター駐車場や備蓄倉庫の底地の一部が公図上では廃河 川の上にあることになっており、廃河川利用申請が必要である。

県との協議で、廃河川の利用には申請が必要であり、申請が提出されると、現地を測量し、 測量が終了したら官報で告示することになる。このため、許可にかなりの日数を要する。

土地所有者と協議を行い、賃借料については見直しを行った。土地所有者は、廃河川部と河川敷の土地の交換を要望しており、県の河川担当とも協議を重ねながら、地権者の希望する土地交換が可能になるよう進めている状況である。

所有者の土地に過去の古い抵当権が付いており、解除を地権者に依頼。

《指摘要望事項③》

上芦川、中芦川ゲートボール場の賃借契約書については、契約者が芦川村長になっているので、市長名で新たに変更契約書の締結を行うこと。また、地目についても早急に用途に則した地目変更を行うこと。

《対応措置の内容》

芦川村時代に長期契約を行い、合併前に賃借料を10年分支払っているため、次回契約更新時 に笛吹市長と契約を結び直すことを本庁財政課と協議を行った。

地目については、地籍調査が終了し現状に則したものになっている。

《指摘要望事項④》》

車検時の納税証明書(継続検査用ではなく証明用紙で発行した時)、評価証明の手数料の計算 方法については、収税課及び税務課各担当に再確認しておくこと。

《対応措置の内容》

指摘のとおり、収税課、税務課に確認し手数料を徴収している。

《支出伝票について指摘要望事項①》

検査検収調書については、特記欄に立会った業者(担当者)名を記入しておくこと。

《対応措置の内容》

指摘事項のとおり実施している。

《支出伝票について指摘要望事項②》

石油タンク屋根設置工事請負費を修繕費で支払っていたので注意すること。

《対応措置の内容》

指摘のとおり注意し、実態に即した事務を進めている。

《支出伝票について指摘要望事項③》

ガソリン代の検収日に誤りがあったので、会計課からの「支出伝票起票上の注意点」を 参考にすること。

《対応措置の内容》

「支出伝票起票上の注意点」を参考に支払処理の誤りが無いよう提出前に再確認を行っている。

【八代支所】

《指摘要望事項①》

学童保育の管理運営については、場所が隣の建物のため、そこまでの導線についてはコンクリート階段に手すりの設置、誘導灯の設置、水飲み場のバリアフリー化等事故が起きないように現在検討中ではあるが、万一のことを想定し、早急に安全対策を講ずること。

《対応措置の内容》

階段の手すりの設置については、24年度にて設置予定です。また、誘導灯については、既存のもので対応可能と考えます。水飲み場(外水道)については、職員により事故等が起こらないよう細心の注意を払い子どもたちに指導しています。なお、バリアフリー化については建物の構造上、また、使い勝手等を考慮すると現状のほうが好ましいと考えます。フラット化により子どもたちに、ここは平らなので走っても大丈夫との意識が芽生えるよりも、障害物があることによってより注意して行動する自己防衛意識が向上するものと思います。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項(指定事項調書)については、その現状及び今後の方針が以下のとおり回答された。

【一宮支所】

《指定事項①》》

各支所における地域活性化に向けた事業の取組み及び成果について(地域間交流事業、夏祭り事業等)

《現状及び今後の方針》

町おこしをお願いする県外一宮町出身者を観光産業の大使として始めた事業である。京浜一宮会を中心に桃ぶどうの消費宣伝を兼ね、近年は年1回の地域間交流を進めております。当日8月7日浅間園にて京浜地区から80人からの参加者があり、笛吹市及び一宮町観光宣伝のワイン、桃、その他試飲試食をして頂いて産業のPRを行っているところです。

【春日居支所】

《指定事項①》》

各支所における地域活性化に向けた事業の取組み及び成果について(地域間交流事業、夏祭り事業等)

《現状及び今後の方針》

①地域間交流事業

平成元年 10 月 1 日付けで旧春日居町と旧佐渡郡相川町との間で友好都市の調印が交わされ、合併後も笛吹市春日居町、佐渡市相川町の間で交流が続けられてきました。現在は、小学生による「ふれあい交流」事業が行われ、隔年で相互に訪問し合い親交を深めています。

本年は相川町の小学校 5・6年生 69 名、引率スタッフ 27 名が春日居町を訪れ、小学生同士の交流、桃・葡萄狩り、富士山登山などを行い旧交を温めました。24年度は春日居町の小学生と引率スタッフが相川町を訪問する計画です。

②夏祭り

日常生活の中から自然に生まれ、長い間伝承されてきた素朴な民踊を楽しみながら交流を深める場として、また、多世代の市民が集う豊かな人間関係を育む地域づくりの場として「納涼盆おどり大会」を開催している。

期 日 平成23年8月15日 午後6時(節電のため1時間前倒し開始)

会 場 春日居小学校校庭

内容 盆おどり

保育所児童による太鼓演奏

小学校5年生による合唱

中学校吹奏楽部による演奏

小学校1年生のクレヨン画による灯篭の展示

学童保育クラブ児童によるガラス容器へのアクリル画の展示

おたのしみ抽選会

ボランティアによる模擬店出店

来場者 約1,600人

- * 節電のため笈形焼は点灯しなかった
- * 夏休み中のため、高校生ボランティアが準備、運営に協力

【境川支所】

《指定事項①》》

各支所における地域活性化に向けた事業の取組み及び成果について(地域間交流事業、夏祭り事業等)

《現状及び今後の方針》

- ①地域間交流について
 - ■新潟県胎内市との交流事業

境川町にあります地名、帯石、板額姫が縁となり、弓の名手と言われた板額御前の生誕地であります新潟県胎内市(旧中城町)と平成8年に姉妹町村の盟約を結ぶ。以後、主に農産物の交流をメインとし、7月には笛吹市から桃、スモモを胎内市の直売所2箇所において販売し、胎内市からは年間を通して「さかいがわ農産物直売所」で米の販売を、秋の境川町体育大会において胎内市職員による特産物(牛肉、乳製品等)の販売を行い、広くPRするとともに交流を図っている。

■北野財団

境川町出身でスタンレー電気㈱創設者故北野隆春氏の北野生涯学習教育振興会(北野財団) は生涯学習にとりくんでいる。芸術・文化振興を目的として、日大芸術学部・美術学科彫刻 コースの奨学生が製作した作品が寄贈され、現在36点の彫刻が藤垈いやしの森公園内に設 置されている。

②夏祭り事業について

■坊が峯ふるさと祭り

町内の各種団体により、坊が峯ふるさと祭り実行委員会を組織し、毎年8月15日に開催している。内容については、かき氷、綿菓子等の無料コーナー・カラオケ大会・花火等を行っている。町民が一同に会し、相互の親睦を図りながら、郷土の活性化及び地域づくりの一環として実施している。

【芦川支所】

《指定事項①》》

各支所における地域活性化に向けた事業の取組み及び成果について(地域間交流事業、夏祭り事業等)

《現状及び今後の方針》

①地域間交流事業

■メトロミニッツ「芦川ふるさと植樹ツアー」

情報発信力の強い都市部の若い世代をターゲットとして、芦川町の景観づくりも兼ね地元住民と協力し植樹をメインとする一泊二日のツアーを実施。

都市部の若い世代から多くの支持を得ているフリーペーパー「メトロミニッツ」と企画協力し、ツアーの募集告知を行う。

ツアー参加者23名 地元参加者22名で実施。

【成果】

芦川農産物直売所「おごっそう家」で、地元食材を使っての食事提供、特産品の販売により地元食材等のPRができた。

農道沿いへの植樹作業を地元住民と行い、年齢差もあったが同じ作業をすることにより会話も弾み交流が図れた。

植樹したイロハモミジにマイツリーのネームボードを取り付けたことにより、木の成長を 鑑賞するため、リピーターとして再来町してもらい、友人、知人をつれてくることにより観 光客の増加が期待できる。

植樹後、夕食をかねたバーベキューでツアーに参加した都会の若者と地元住民との交流会は大変盛り上がり、田舎の良さや、原風景のある芦川町の良いところがPRでき地域間交流を図ることができた。

【今後の方針】

植樹したイロハモミジや芝桜は、年々成長し見栄えが良くなってくるので、今後、散策ツアーなどの企画を増やし芦川町の名所になるよう生かしていく。

参加者のアンケート調査では、また参加したいという意見が多くあり、今後も企画を工夫 し継続していきたい。

②夏祭り事業

■「芦川納涼の夕べ」

芦川町夏祭り実行委員会が主催となり、毎年8月14日に、芦川農産物直売所の交流広場を利用し、芦川町民と帰省者の語らいの場となり一層の交流を深め、地域の活性化に結び付けていけるよう実施。

花火の打ち上げ、ポップコーン、カキ氷、ジャガバターの無料サービスの実施。 来場者にナンバーを付けたうちわを配布し、抽選会を実施している。

【成果】

地元住民と帰省者の語らいの場となり、交流を深めることができた。

【今後の方針】

年一回、盆の時期に開催する夏祭りであり、お盆に帰省してくる芦川出身者等と地元住民との交流には欠かせない祭りとなっているため、今後も祭り内容を工夫しながら継続し、芦川町の活性化につなげていく。

【御坂支所】

《指定事項①》》

各支所における地域活性化に向けた事業の取組み及び成果について(地域間交流事業、夏祭り事業等)

《現状及び今後の方針》

①地域間交流事業

東京・神奈川在住者で御坂町出身者が情報交換等を通じて交流を行っている。毎年7月に開催される総会への出席(東京)は年度により異なるが、250名の会員の内概ね1/3の方が参加しており、郷土訪問には約50名の方が参加され、出身地である御坂町を懐かしんでいる。

昨年御坂会創立50周年に当たり、記念事業として御坂図書館内に「御坂文庫」を創設する こととなり、毎年図書購入のために寄付金を頂いている。

東京を中心とした県外者への観光・特産品宣伝の絶好の場と捉えており、知人・友人への「ロコミ」効果により多くの方に笛吹市の良さを知っていただくことが重要であるため、今後も事業を継続していく。

②夏祭り事業

夏の一夜地域住民が一堂に会することにより、現状社会で忘れかけている交流と親睦を図りながら、地域の活性化を図ることを目的とし、住みよい豊かな地域づくりの一環としてこの事業を進めている。

昨年8月に第6回「みさか納涼まつり」を開催し、延べ2,000名の参加者で盛大に行われた。 今後の課題としては、支所職員の減少の中、運営委員会主導での開催を目指すとともに、観 光物産連盟との連携により地域を盛り上げていく。

また、各町で行っている夏祭りを引き続き地域独自のお祭りとしていくのか、一本化にしていくのかは検討する必要があると思われる。

【八代支所】

《指定事項①》》

各支所における地域活性化に向けた事業の取組み及び成果について(地域間交流事業、夏祭り事業等)

《現状及び今後の方針》

23年度の「若彦路ふるさと納涼祭り」は例年のとおり60万円の予算で実施された。 運営組織は実行委員会で区長会を始めとする各種団体長等で構成された30名の実行委員で、3回の実行委員会を開き実施内容を決定している。

本年も8月15日中央スポーツ広場にて実施され、「すいれき太鼓」や軽音楽、高校生バンド、 民謡などを行い、夜店は9店の出店があり露天の出店禁止の中で、昨年より多い出店があり、 来場者の数も昨年同様の約1,000名の参加があった。

来年度も本年度同様に実行委員会を開き内容について検討をしていき、夜店の出店数も増やして来場者数の増を目指していきたい。